

令和 6 年 6 月 16 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01448

研究課題名(和文)空間制度の管轄と制御に関する研究：縮減社会と諸外国の実態に着目して

研究課題名(英文) Research on the Relationship between Jurisdiction and Control in the Urban Space System: Focusing on Shrinking Societies and the Actual Condition of Japan and Other Countries

研究代表者

内海 麻利(Uchiumi, Mari)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：60365533

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,200,000円

研究成果の概要(和文)：人口減少・経済縮小という「縮減社会」において、日本の空間制度に関する課題は、権限の範囲である「管轄」と政策統制である「制御」である。本研究の目的は、日本と諸外国の空間制度を「管轄」と「制御」の観点から比較し、縮小社会における問題解決策を導き出すことである。そこで本研究では、日本の課題をアンケート調査などにより明らかにした上で、諸外国の空間制度に関連する制度の内容や運用状況を比較することで、空間制度における「管轄」と「支配」に関するこれらのメカニズムを明らかにし、空間制度における問題解決策を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、縮減社会の空間制度における問題を解決するための方策を導くことを目的とし、また、日本と諸外国の制度比較を手法とすることから、次のような、学術的かつ社会的な意義がある。第一に、日本の空間制度の「管轄」「制御」にかかわる今日的課題の実態を把握することができた。例えば、集落機能の低下と管理、スポンジ化する都市とインフラの維持、交通ネットワークなどの問題である。第二に、日・仏・米・独・蘭の「管轄」「制御」にかかわる空間制度の変容と運用の実態を把握することができた。そして、第三に、これらの実態を踏まえて、日本の縮減社会の空間制度の問題や課題の解決策を提示した。

研究成果の概要(英文)：In a "shrinking society" of declining population and shrinking economy, the issues related to Japan's spatial institutions are "jurisdiction," which is the scope of authority, and "control," which is policy control. The purpose of this study is to compare spatial institutions in Japan and other countries from the perspective of "jurisdiction" and "control," and to derive solutions to problems in a shrinking society. Therefore, this study, first, clarifies the issues in Japan through questionnaires and other surveys, and second, clarifies these mechanisms related to "jurisdiction" and "control" in spatial institutions by comparing the contents and operational status of institutions related to spatial institutions in other countries. Then, we proposed solutions to the problems of spatial institutions.

研究分野：都市計画、都市政策、地方行政

キーワード：空間制度 縮減社会 管轄 制御 フランス アメリカ ドイツ オランダ

1. 研究開始当初の背景

研究開始時における本研究の背景には、次のような日本の空間制度における課題に関する問題関心があった。

a. **集落機能の低下と管理**：人口減少がもたらす集落機能の低下により、地域空間の維持管理が難しくなっている。例えば、自然林と集落との中間にある里山では、人間活動を前提として存立している生態系の維持が困難になっている。また、中山間部での耕作放棄地、農村集落での所有者不明地（角松生史「過少利用時代における所有者不明問題」土地総合研究 25 巻 2 号 17-30 頁、2017 年など）が増えるなかで土地の管理が難しくなっている。

b. **スポンジ化する都市とインフラの維持**：人口減少に対してコンパクトシティ政策が展開されようとしているが、現実には、都市の大きさは変わらず、あるいは都市拡大が制御されないままに、ランダムに空き家、小さな空き地が生じて都市全体が低密度化する現象（いわゆる「スポンジ化」）が進行している。このような現象によって行財政負担が深刻化し、単独の市町村でインフラの管理や更新が難しくなっている（国土交通省「コンパクト・プラス・ネットワークの推進について」2017 年）。

c. **空間利用構造の変容とネットワーク**：高度成長期、モータリゼーションの進展に伴う公共交通網が民間主導で整備されてきたが、人口減少と高齢化により、公共交通を担ってきた民間会社が撤退し地域の足の確保ができなくなっている（国土交通省「地域交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」2017 年など）。

d. **地域自治組織への期待**：上記のような問題が進行する中で、地域の暮らしを守るため、住民が主体となって「地域運営組織」を形成し、地域の課題解決に向けた取組みを持続的に行っている様々な事例が報告されている。こうした組織は、地域の課題解決を実践・実行する「地域を運営する」機能と、自ら考え、意思決定する「地域の自治」の機能を持つものとして期待されている（内閣府「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化」2017 年）。

これらの課題は、一見別々の事象のようにみえるが、「管轄」「制御」に関する課題という点で共通している。なお、本研究では、「管轄」を、権限により一定範囲を支配する、その権限がおよぶ範囲、「制御」を空間利活用の有無及び管理を含めた空間の整序、秩序化を図る政策的コントロールと定義した。さらに、「管轄」を権限により一定の空間範囲を支配するときの、その権限が及ぶ空間的な範囲（以下「空間的管轄」と、権限により支配する政策分野の範囲（以下、「機能的管轄」）に整理して検討した。

これらの定義を上記の課題に照らしてみれば、a. 集落機能の低下と管理では「管轄」と「制御」の明確化が課題とされ、b. スポンジ化する都市とインフラの維持、c. 空間利用構造の変容とネットワークにおいては単独の市町村を超えた「管轄」と「制御」が求められる。また、d. 地域自治組織への期待については、「管轄」を細分化し、細分化した地区に「制御」を付与する議論がされている。また「管轄」は、人や物や金といった資源を獲得するための空間の区分であり、空間のあり方そのものに対する作用はない。これに対して「制御」は、空間そのものに影響を与える。したがって空間的変容がもたらす問題解決にあたり資源を獲得することで対応していくためには、「管轄」を明確にした上で、「管轄」と「制御」を一致・整合させることが必要となる。しかしながら、日本では、自治体を中心とした空間制度、すなわち地方制度（地方自治法が定める行政区域）と空間計画制度（国土利用計画法、都市計画法、農地法、森林法など）における「管轄」と「制御」の乖離が個別の事象などから指摘されてきた（日本都市計画家協会『都市・農村の新しい土地利用戦略』2003 年など）。このような「管轄」と「制御」が乖離する日本の空間制度の状況は、耕作放棄地・所有者未確定地・空き家・スポンジ化などの空間の無制御を生み出しつつ、それとは無関係に、「管轄」のみを拡大して、資源獲得に邁進する可能性がある。そして、資源拡大のみの目的を空間に求めるために無制御となり、住民や地域自治組織に負担を押し付けることになりかねないというさらなる問題を孕んでいる。

このような問題関心に対して、これまで、計画間調整、広域連携や合併、縦割りの横断的対応などとして多くの議論がなされてきたものの、「管轄」と「制御」に着目し、具体的な方策を検討する研究は少なく、その方向性や手法を諸外国の取り組みに見出そうとする試みも存在しない。

2. 研究の目的

以上のように、日本に代表される人口減少・経済縮小社会（以下「縮減社会」）の空間制度に関する課題は、「管轄」と「制御」の乖離や整合にかかわる課題という点で共通している。そこで本研究は、日・英・蘭・独・仏・米の空間制度を権限の範囲を示す「管轄」と、空間の整序、秩序化を図る政策的コントロールである「制御」の観点から比較検討することにより「管轄」「制御」の関係に関する実態やメカニズムを明らかにし、その変容と相互関係に関する普遍性と特殊性を解明することで縮減社会における問題を解決するための方策を導くことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、次のような方法（A）～D）によって実施した。

- A) **日本の実態調査**：縮減社会を背景として顕在化する日本の課題（上記 a.～d.）に着目して、「管轄」「制御」の乖離問題の論点を明らかにするため、次のような調査・分析を行なった。①日本で個別に報告されている先行研究を分析し、②関係機関や専門家などの聞き取り調査を行うことで、アンケート設計等の調査の準備を行なった。③上記 a.～d.の問題が顕在化している状況と、「管轄」「制御」の乖離状況を把握するため、全国の自治体に対してアンケート調査を行なった。④a.～d.の問題が「管轄」「制御」の関係にかかわり顕在化している事例を調査・分析した。
- B) **諸外国の実態調査**：諸外国の「管轄」「制御」にかかわる空間制度（地方制度と空間計画制度）の内容及び近年の変容とその運用実態を明らかにするため担当国ごと（代表者及び分担者各1カ国）に調査・分析した。具体的には、各担当者が現地に出向き、①既往研究・文献などの収集、検討と、②関係機関や専門家などへの聞き取り調査を行なった。ただし、2020年から2022年は、コロナウィルス感染症の影響により、現地で調査ができない場合もあり、オンライン会議やインターネットを通じて情報を収集及び共有した。そして、①②③で得られた情報を「管轄」「制御」という視点から分析した。
- C) **各国の比較検討**：各国の「管轄」「制御」の関係性をB)の結果を踏まえて、行政法学、行政学、法社会学、都市計画学という学際的な本研究メンバーにより、定例研究会を開催し、「管轄」及び「制御」を規定する制度の変遷、制度変化の原因、プロセス、変化に伴う主体、権限の内容、運用上の課題など、多角的に比較検討を行うことで、「管轄」「制御」の相互関係及び共通するメカニズムに関する論点を議論、検討した。
- D) **解決策に導く論点の整理と成果の作成**：C)の解明結果を、A)の結果、すなわち、空間制度における「管轄」「制御」の論点ごとにとりまとめた。そして、これらの得られた結果を、各論点、各国の担当者が書籍出版のための発表論文として執筆した（出版物としてまとめた成果論文の要旨は4.参照）。

4. 研究成果

上に記したように、本研究の成果は、書籍として発表した。内海麻利編著『縮減社会の管轄と制御 ―空間制度における日本の課題と諸外国の動向・手法』（法律文化社・2024年3月10日発行）である。この書籍は、上述の研究成果を2部・8章の構成でまとめている。第I部は、縮減社会における日本の空間制度の問題や課題を提起しており、第II部は、諸外国の空間制度で「管轄」と「制御」の観点から見て、特徴的な制度を日本の課題を克服するための提案を含めて紹介している。以下では、当該書籍の各章の要旨を本研究の成果として記す（以下の要旨引用文献は、上記、内海編著2024年：iv-xi頁）。

第I部 人口減少下にある日本の空間制度における管轄と制御

第1章 日本の都市政策における管轄と制御に関する課題 ―基礎自治体に対するアンケートに見る重点課題

上の背景・目的で示したように、現在日本では、縮減社会を背景として、「集落機能の低下と環境管理機能の低下」や「スポンジ化する都市の維持管理」、「空間利用の変容にともなう交通ネットワーク」などに問題や課題を抱えており、政府もこうした状況を問題視し、その解決策を模索している。しかし、こうした問題は管轄に深く関わっていると考えられるが、その実態についてはこれまで明らかにされてこなかった。特に、地方分権が推進され、基礎自治体に都市政策に関する権限が移譲されるなかで、管轄を越える調整や制御の運用が増えるため、基礎自治体は管轄に関する問題や課題に直面する機会が増えていると考えられる。したがって、このような問題や課題を解決するためには、多くの基礎自治体が認識する管轄に関する重要な問題や課題（以下「重点課題」）とは何なのかを明確にしておく必要がある。したがって、第1章では、全国の基礎自治体へのアンケート調査に基づき、日本における「空間的管轄」と「機能的管轄」の重点課題を明確にし、各空間領域における機構のあり方、「制御」としての計画の機能が問題である点を指摘した。

第2章 日本の空間制度における管轄をめぐる制御の実態と課題 ―都市計画の立場から見た日本の空間制度における管轄をめぐる制御の実態と課題

日本の空間制度は、「空間的管轄」と「機能的管轄」を組み合わせる「制御」を行なっていると捉えることができる。多くの国の空間計画制度は、国土や自治体区域の各部分が、機械の部品のように、特定機能を頑健に担うものとして想定し、異なる機能配置を全体として整合的に効率的に行う機能主義的空間制御を志向している。多くの欧米諸国では、基礎自治体が一元的に、空間計画の観点から機能的に管理・制御しているのに対して、日本では、国による機能主義的な制御の枠組みのもと個別法ごとに空間を分割し管理を行なってきた。都市計画法も、個別分野の法律として、ある特定の空間的管轄を対象に特定の機能を担う法制度として位置付けられている、とみなせる。第2章では、こうした日本の実態を、「空間管理の権限を、国、県、基礎自治体という政府セクターから私企業や地域自治組織に移譲する流れ」と、「機能的観点から個別分野に委ねられていた空間的管轄と制御を、国、とりわけ内閣官房レベルで、総合調整を試みる流れ」として捉え、ここに都市計画法制の問題点があることを指摘した。

第3章 日本の都市空間管理における管轄と制御 —空き家対策を素材として

空間には多様かつ重層的なステークホルダーが存在する。所有権の対象として分割された土地に対して権原を有する地権者は、土地とその上下に広がる空間の態様と利用を決定する第一次の権限を有し、同時にその空間に対する管理義務を負う。これを当該空間に対する地権者の「管轄」とみなすことができる。地権者の権限は、周辺の地権者・住民の利害を反映する相隣法的ルール、そして広範な利害を反映する計画的ルールによって制御される。これらの法的ルールの制定・運用権限は、その機能に応じて国と地方公共団体に分属し、土地の空間的所在に応じて地方公共団体に分割される（機能的管轄・空間的管轄）。特定の空間に関するこれら主体の管轄の交錯を、それらの背後にあるステークホルダーの利害を踏まえつつどのように相互調整するかが、空間管理法制の基本課題である。第3章では、こうした基本課題において、都市空間管理に関わる所有権者の「管轄」と、その法的「制御」における国・地方公共団体それぞれの立法権の「管轄」の実態を明らかにしている。

第4章 日本の農山村の空間制度における管轄と制御 —農村型地域運営組織（農村 RMO）を中心に

日本の農山村では、包括的な土地利用計画はなく、森林法の林地開発許可や農地法の転用規制を通じて林地・農地の開発（過剰利用問題）をコントロールしてきた。しかし、今日、過剰利用問題が焦点となり、自治体が所有者にかわる森林や農地の管理の担い手を見つけてくること、すなわち私人間の取引の仲介を仕事とするようになった。このようななか政策努力を払っても利用されない土地が発生すること、集落の維持は困難となってくることを前提条件とし、小学校区単位で「持続的低密度社会」の実現に向けた土地利用計画づくりや農村型地域運営組織（以下「農村 RMO」）による地域管理を奨励する政策への転換が打ち出された。このような組織は、法的権限を有するものではないため、空間的管轄の主体たりえないが、地域による空間制御力を引き出すために行政は、これら組織を、当該エリアを事実上、管轄する主体と位置付けている。第4章では、農村 RMO 制度に着目し、行政区域内の一部の地区を対象とするような間接制御が実際にもどのように行われているかを分析することで、その可能性と限界を指摘した。

第5章 現代日本の自治体における空間の管轄と制御 —地域公共交通の「線」的制御と自治体による「面」の管轄

日本行政の分業は管轄をわけ、管轄に応じて行政対象に制御を行うことによってなされる。管轄は、空間および機能に応じて、その管轄の範囲内で、制御が強弱を伴いながらなされる。しかし、地域社会や住民個々人の観点からすれば、このような管轄と制御は分業の体系であり、必ずしも全体として関連付けられて協業がなされるとは限らない。空間制度の管轄は、空間について、「点」「線」「面」で分業がされ、さらに、それらについて、特定の機能に分業される。第5章では、移動ニーズに応じて「面」の管轄を横断する「線」である道路空間に着目する。それは、地域社会（「面」）や個人（「点」）の移動ニーズの充足の観点から反転して捉えるときに、一定の「面」としての空間的管轄が設定され、そのなかでの管轄・制御の協業がなされることが期待されたからである。そして第5章では、こうした営みが、自治体を中心とする圏域（「面」）の設定と、そこにおける当事者（資源保有者など）の協議会としてアクター化なされるものの、「管轄あれども（柔軟な）制御なし」という体質の現象であることを指摘した。

第II部 仏・米・独・蘭の空間制度の管轄と制御

第6章 フランス都市政策の一貫性 —管轄にかかわる日本の課題への対応策の視点から

フランスでは、都市計画法典において、「一貫的かつ連帯的で持続可能な発展と都市の再生」を基本目標とした管轄の一貫性を実現するための法改正が行われてきている。例えば、SRU法（2000年）では、住宅、交通、商業、環境などといった広義の意味で都市に関連する政策内容を一貫させること（「政策分野」の一貫性）と、広域の計画と狭域の計画内容を一貫させること（「空間範囲」の一貫性）という2つの観点から、都市全般に関して一貫性を保つことを基本的目標とした。また、グルネル法（2009年、2010年）では、都市計画法典の対象領域を交通・輸送、住宅・建物、エネルギー、農業、廃棄物などに拡大するため、政策主体として基礎自治体の連合体（Établissement Public de Coopération Intercommunale）の役割を拡大、強化した。こうした一貫性を実現するためのフランスの空間制度は管轄に関する日本の課題を解決する一助になると考える。そこで、第6章では、第1章で示した日本における「空間的管轄」「機能的管轄」の重点課題に対するフランスの基礎自治体（コミューン）へのアンケート結果を素材として、日本の管轄にかかわる問題や課題に対処する方策をフランスの実態から引き出した。

第7章 現代アメリカ都市計画の発展 —成長と衰退への対応

現代アメリカのプランニング・システム自体が大きく変化している。事前確定的・自治体中心の近代都市計画から、創造的な都市圏レベルの環境形成マネジメント・デザインシステムへの変化である。具体的には、社会・経済・文化・環境の各観点から持続可能であるコンパクトでスマートな生活・活動様式を具現化するために、広域から地区の意向を統合的に結びつけ、かつ個々の主体の自律的活動を生かしたシステムが構築されてきている。第7章では、これらの動態を「管轄」と「制御」という観点から検討している。例えば、管轄については、空間的管轄と

して市が基本的単位であった都市計画を、都市圏政府や郡といったより広域な空間的管轄を基本とした制御の仕組みを組み入れることが行われている。その一方で、都市圏・郡と市のプランを相互の整合性を図りながら作成することで、地区スケールでの物的環境を良好に保ちつつ成長を受け入れている。これらの検討は、第2章で示された、共創型空間計画マネジメントや場所論からみた機能的な空間的管轄などの課題といった日本の都市計画法制の課題に示唆を与えるものである。

第8章 ドイツの放置不動産問題をめぐる管轄と制御 —減築・被覆解除命令(建設法典179条)を中心に

ドイツにおける放置不動産(Verwahrloste Immobilien)問題は、主に都市建設法上の問題として検討されている(Schrottimmobilien(スクラップ不動産)と呼ばれる場合は、不動産価値の喪失に焦点が当てられる。連邦環境・自然保護・建築・原子力安全省による2014年報告書は、放置不動産を、危険防止のために公的介入が必要とされる場合に限らず、都市建設の発展目的等に合致しない場合や、管理に関する法規制に準拠していない場合も含めて捉える。それに対する対応としては、面的範囲から問題を捉える建築計画法(連邦法)と対象関連の建築規制法(州法)に分けられる。第8章は、主にドイツ建設法典179条の減築・被覆解除命令(Rückbau- und Entsiegelungsgebot)に焦点を当て、その要件や効果(補償・費用弁償)に関する法規定の変遷とそれらをめぐる議論を取り上げ、放置不動産に対する建築計画法と建築規制法の関係进行分析する。その際、連邦と州の権限関係、憲法上の所有権保障との関係も併せて検討する。これらの分析や検討は、第3章で示された日本の空き家問題に対応する空間制度の特徴を浮き彫りにしている。

第9章 オランダ空間制度における管轄と制御 —空間整序法から環供法への移行

オランダの空間制御においても、空間および機能に応じた分業がなされており、さらに、そのなかで、許可制度や事業・費用回収を通じて地権者や事業者により制御がなされている。その骨格となるのが、国・県・市を通じて空間利用計画を張り巡らせるWRO(空間整序法)と、市レベルで作成される地区詳細計画(bestemmingsplan)という即地拘束計画を実現するための建築/開発許可・事業である。しかし、市街地・非市街地を通じる包括的な空間制度ではあるが、環供(omgeving、生活環境)という観点から捉えると機能限定であり、環供に関わる許可その他のさまざまな機能的管轄と制御が、雑然と重畳している。また、許可/事業という硬直的な制御であるため、当該環供の特徴に即した柔軟で統合された制御を行使することはできない。そこで、WROを含め他諸立法を統合した環供法(Omgevingswet)を構築するプロジェクトが長年にわたって進められた。環供法では、各種の濫立する制御を単一の「環供許可」などの整序手法に統合し、市レベルおよび県/国レベルの政策的必要性に対応できるような、柔軟な仕組みを作ろうとしている。第9章では、これらのオランダの空間制度の変容について、上記の分業の管轄と制御の観点から論じ、第I部で指摘された日本の問題や課題に対して、「制御」の重要性と制度統合の可能性を示唆している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計28件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 角松 生史	4. 巻 70
2. 論文標題 法の影の下の景観協議 景観法と法の表出的機能?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市計画	6. 最初と最後の頁 18～21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 高村学人	4. 巻 638
2. 論文標題 所有の排他性と過少利用問題 - 権利の束としての所有権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地域開発	6. 最初と最後の頁 14～17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Gakuto TAKAMURA et als.	4. 巻 Vol15
2. 論文標題 Bundle of Rights Reversed: Anticommons in a Japanese Common Property Forest Due to Legalization	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Journal of the Commons	6. 最初と最後の頁 259～275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.5334/ijc.1080	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Shuang Ma, Yusuke Kumakoshi, Hideki Koizumi, Yuji Yoshimura	4. 巻 120
2. 論文標題 Determining the association of the built environment and socioeconomic attributes with urban shrinking in Yokohama City	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Cities	6. 最初と最後の頁 1～12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.cities.2021.103474.	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yamazaki, Takahiro, Akiko Iida, Kimihiro Hino, Akito Murayama, U Hiroi, Toru Terada, Hideki Koizumi, and Makoto Yokohari	4. 巻 13
2. 論文標題 Use of Urban Green Spaces in the Context of Lifestyle Changes during the COVID-19 Pandemic in Tokyo	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Sustainability	6. 最初と最後の頁 1~16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3390/su13179817	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 2021年10月号
2. 論文標題 コロナ対策禍と自治体の脆弱体質	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊自治研	6. 最初と最後の頁 1~14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 2022年3月号
2. 論文標題 保健所等による配給・統制経済の限界	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 学術の動向	6. 最初と最後の頁 25~33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 第75巻8月号
2. 論文標題 マネジメントの担い手の実態と展開 「貢献」を枠組みとしたマネジメント手法に着目して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新都市	6. 最初と最後の頁 92~98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 82
2. 論文標題 「縮退型」都市計画における都市計画法制の課題と論点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 134-144
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 70-1
2. 論文標題 都市計画マスタープランの課題と総合型まちづくり条例：まちづくり条例の計画実現プログラムとしての可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市計画	6. 最初と最後の頁 64-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 28-1
2. 論文標題 土地基本法改正と都市計画：公共性・全体性・時間性からみた課題と期待	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 14-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 第一法規
2. 論文標題 建築基準法の適応除外運用に見る自治立法の可能性と正当性 - 条例制定の「余地」と「根拠」に着目して -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治立法の再発見	6. 最初と最後の頁 135-155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 111-7
2. 論文標題 排除の行政学 - COVID-19対策と国・自治体の姿勢 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 4-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 35
2. 論文標題 国・自治体における災害行政の論点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市とガバナンス	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 93-1
2. 論文標題 法人論から見た人口減少地域の再編 - 近世化する現代日本	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 29-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 41
2. 論文標題 表題部所有者不明土地適正化法の入会地へのインパクトと求められる探索的調査	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 入会林野研究	6. 最初と最後の頁 2-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32192/forestcommons.41.0_2	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Narufumi Kadomatsu	4. 巻 50
2. 論文標題 The Formation of Regional Spaces by Agreements	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Zeitschrift fur Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 49-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 第一法規
2. 論文標題 空間制御における合意形成-地区内の合意・市町村と地区の合意	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金井利之編著『縮減社会の合意形成』	6. 最初と最後の頁 138-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 338号
2. 論文標題 社会システムとしての都市計画と土地利用制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市計画	6. 最初と最後の頁 64-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海麻利	4. 巻 第28巻 1号
2. 論文標題 土地基本法改正と都市計画	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角松 生史	4. 巻 91-11
2. 論文標題 都市再生法上の協定と「公共」への参加	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 25-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 角松 生史	4. 巻 69-2
2. 論文標題 日本土地収用法における「私益収用」と「生活補償」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法學雑誌	6. 最初と最後の頁 196-242
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角松 生史	4. 巻 782
2. 論文標題 カジノを含むIR事業の「公益性」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 22-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 敬文堂
2. 論文標題 自治体学会と自治実践研究・分権改革	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地方自治叢書31	6. 最初と最後の頁 49-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 7月号
2. 論文標題 「スーパーシティ」というミライ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ガバナンス	6. 最初と最後の頁 96-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金井利之	4. 巻 110-12
2. 論文標題 続・東京都庁の法務管理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 45-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 91-11
2. 論文標題 共通財という新たな所有権論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 13-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 40
2. 論文標題 所有者不明土地問題と入会権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 入会林野研究会	6. 最初と最後の頁 5-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計20件（うち招待講演 12件 / うち国際学会 8件）

1. 発表者名 Narufumi Kadomatsu
2. 発表標題 Takings for private use/private interest and livelihood compensation in Japan
3. 学会等名 Book Launching Seminar “Land Law and Disputes in Asia: In Search of an Alternative for Development”（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Narufumi Kadomatsu
2. 発表標題 Takings for private use/private interest and livelihood compensation in Japan
3. 学会等名 Book Launching Seminar “Land Law and Disputes in Asia: In Search of an Alternative for Development”（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Gakuto Takamura
2. 発表標題 Why do geographic and social conditions of undivided common property forests matter?
3. 学会等名 International Association of the Study of the Commons 2021, Forest Commons Virtual Conference（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金井利之
2. 発表標題 一極集中は解消できるか
3. 学会等名 自治創造学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金井利之
2. 発表標題 行政学から見た能力主義
3. 学会等名 日本教育社会学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 内海麻利
2. 発表標題 都市計画の構造転換
3. 学会等名 日本都市計画学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 内海麻利
2. 発表標題 都市計画法制とコミュニティ政策の接近と乖離 都市計画制度の展開と地区計画創設過程を素材として
3. 学会等名 公共政策学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金井利之
2. 発表標題 彷徨（さまよ）える自治体職員
3. 学会等名 自治体学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Gakuto TAKAMURA
2. 発表標題 Remodeling the Concept of Bundle of Rights to Consider Degrowth in a Different Way
3. 学会等名 International Association of the Study of the Commons&RIHN Online Workshop on Commons, Post-Development and Degrowth in Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 内海麻利
2. 発表標題 「縮退型」都市計画における都市計画法制の課題と論点
3. 学会等名 日本公法学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 内海麻利
2. 発表標題 空間制御における合意形成－地区内の合意、市町村と地区の合意
3. 学会等名 日本政治学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Narufumi Kadomatsu
2. 発表標題 The formation of regional space by agreements
3. 学会等名 KU Leuven- Kobe University Academic Symposium: Regulation and governance in an interdisciplinary perspective (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Narufumi Kadomatsu
2. 発表標題 “ Takings for private Use ” and “ Compensation for Living Rights ” in Japan
3. 学会等名 ALSA 2019 4th Annual Conference in Japan
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金井利之
2. 発表標題 平穩なる自治(第3分科会「自治体戦略2040構想」をどう受け止めるのか? ~現場の視点を踏まえて~)
3. 学会等名 自治体学会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金井利之
2. 発表標題 21世紀前半の日本行政の進路
3. 学会等名 白馬会議(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金井利之
2. 発表標題 課題に対する課題提起 ~美しいは汚い、生き残るは死に絶える~
3. 学会等名 自治創造学会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 法人論からみた人口減少地域の再編 ー近世化する現代日本
3. 学会等名 NPO学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 Cross-national study on the structure of local communities that manage the commons: Does an Asian common village community exist?
3. 学会等名 IASC (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 New Social Dilemmas of Commons that are faced with Depopulation: Challenges and Institutional Change of Common Property Forests in Japan
3. 学会等名 IASC (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 The Bundle of Rights Model to Explain the Underuse of Japanese Common Forest from History
3. 学会等名 ALSA (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計15件

1. 著者名 Yuka Kaneko/Narufumi Kadomatsu/Brian Z. Tamanaha(eds.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 307
3. 書名 Land Law and Disputes in Asia : in Search of an Alternative for Development	

1. 著者名 角松生史 / 山本顯治 / 小田中直樹 / 窪田亜矢編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 336
3. 書名 縮小社会における法的空間－ケアと包摂	

1. 著者名 金井利之	4. 発行年 2021年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 315
3. 書名 コロナ対策禍の国と自治体	

1. 著者名 金井利之（他）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 397
3. 書名 原発事故の被災自治体の再生と苦悩	

1. 著者名 金井利之（他）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 後藤・安田記念東京都市研究所	5. 総ページ数 444
3. 書名 都市の変容と自治の展望	

1. 著者名 日本都市計画学会（編）内海麻利（他）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 鹿島出版会	5. 総ページ数 389
3. 書名 都市計画の構造転換	

1. 著者名 巨理格・内海麻利（編著）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 353
3. 書名 縮退の時代の「管理型」都市計画	

1. 著者名 内海麻利	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 318
3. 書名 決定の正当化技術 日仏都市計画における参加形態と基底価値	

1. 著者名 巨理格・内海麻利	4. 発行年 2020年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 359
3. 書名 「管理型」都市計画	

1. 著者名 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 284
3. 書名 ホーンブック地方自治 [新版]	

1. 著者名 Narufumi Kadomatsu/James J. Kelly Jr./Romain Melot/ Arne Pilniok	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 96
3. 書名 Legal Responses to Vacant Houses: An International Comparison	

1. 著者名 金井利之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 239
3. 書名 縮減社会の合意形成	

1. 著者名 金井利之	4. 発行年 2020年
2. 出版社 放送大学教育振興会	5. 総ページ数 293
3. 書名 行政学概説	

1. 著者名 金井利之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 357
3. 書名 自治体議会の取扱説明書	

1. 著者名 内海麻利・角松生史・金井利之・小泉秀樹・高村学人	4. 発行年 2024年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 252
3. 書名 縮減社会の管轄と制御 空間制度における日本の課題と諸外国の動向・手法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小泉 秀樹 (KOIZUMI HIDEKI) (30256664)	東京大学・先端科学技術研究センター・教授 (12601)	
研究分担者	金井 利之 (KANAI TOSHIYUKI) (40214423)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高村 学人 (TAKAMURA GAKUTO) (80302785)	立命館大学・政策科学部・教授 (34315)	
研究分担者	角松 生史 (KADOMASTU NARUFUMI) (90242049)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関